

平成28年度 農産物検査員育成研修

日時:平成28年4月18~22日

場所:北農ビル19階(札幌市)

本年も各地から農産物検査員の候補者が札幌に集結し、検査員の心得から現場の実務まで5日間で学びました。今後、地元で実地研修に入り、鑑定の実際や検査の手順等学びます。また、今回は国内産農産物検査コースに加え、馬鈴しょでん粉検査コース、成分検査コースの3つのコースに分かれ、専門的な研修を行いました。

主催者挨拶

一般社団法人 北海道米麦改良協会
岡本 英俊 専務理事

農産物検査法は昭和26年4月より長年にわたり農産物の適正な流通の維持を図るとともに、安心・安全を担保することで、消費者の利益と生産者の経営を守ってきた大切な法律であることから取引価格の基準と信頼性の拠り所として重要な役割を担っています。

また、公正かつ円滑な流通に資するという役目や精米表示等の根拠や各種制度資金交付の要件にも活用されるなど検査員は様々な「重い責務」を担うことになり、受講生も相当の自覚が必要です。

一昨年の3月に農林水産大臣より本会に「業務改善命令」という重い行政処分を受けたことから、今後の北海道農産物検査の信頼回復のために法・規定の遵守に最大限の注意を払い、公平な農産物検査により適正な品質証明を通じて、販売先からの信頼を得ながら北海道産農産物の有利販売に寄与していくことが大きな責務になるので受講生は自負心を持って研修に臨んで頂きたい旨など、挨拶がありました。



来賓挨拶

北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課
森田 宏美 課長



今年多くの受講者が参加し、5日間に渡る基礎課程となっているが、一人前の検査員になるには学ぶべきことが沢山あり、期間も長期に渡るので最後までしっかりと取り組んで欲しい事や、常に農産物検査法第1条の農産物の公正かつ円滑な取引と品質改善を図ること意識して業務に取り組んで欲しいとのご挨拶を頂きました。

● ● ● ● ● ● 主な講義内容(国内産農産物検査コース) ● ● ● ● ● ● ●

4月18日

開講式

農産物検査法

農産物検査に関する基本要領

4月19日

食品表示制度について(外部講師)

食糧法遵守事項について(外部講師)

米穀の事故クレームについて(外部講師)

農産物規格規程

国内産農産物の検査実施マニュアルⅠ

4月20日

国内産農産物の検査実施マニュアルⅡ

道内産地品種銘柄の特性及び栽培方法

種苗法、主要農産物種子法

国内産農産物の検査実施マニュアルⅢ

検査機器の使用方法、実習

4月21日

検査標準品及び限界基準品の解説

米麦改良協会の業務規程の解説

標準計測方法、検査機器の仕様の解説

鑑定、分析器具等の使用方法

総括講義

4月22日

履修確認のための補講

履修確認試験

閉講式

主な外部講師の皆さん



食品表示について

北海道保健福祉部
健康安全局食品衛生課 食品安全グループ
佐治 尚介 専門員



食糧法遵守事項について

北海道農政事務所
生産経営産業部 生産支援課
齊官 英雄 課長補佐



米穀の事故クレームについて

ホクレン米穀事業本部
米穀生産課
紺屋 貴弘 課長



銘柄の特性及び栽培方法、種苗法、主要農産物種子法

一般社団法人 北海道米麦改良協会
業務部
相川 宗嚴 技監

実習風景



◀水分及び容積重測定



▲ ブラウェル計による容積重測定



▲米穀・小麦・大麦の検査標準品の鑑定



▲大豆・小豆の標準品の鑑定

◀分析機器の使用方法 篩の使い方

実習風景



◀うるち・もち玄米の混入判定

▼玄米・小麦・大豆・小豆の品種見本



閉会挨拶



一般社団法人 北海道米麦改良協会
大西 晃靖 参事役

農産物検査は「等級の格付け」と「法令遵守」が車の両輪のようにどちらも欠くことができません。単に「等級」や「銘柄」だけではなく、今回学んだ関係法令・本会業務規程に基づいた手順・方法を常に繰り返し確認しながら取り進める姿勢を身につけることが重要であり、実際に検査格付け

を実施した場合は、その格付けした農産物が北海道の代表として全国に流通されるため、その責務も十分認識することが検査員の心構えとして重要です。

また、今後も品位の鑑定や検査実務の習得だけでは無く、検査員として内外から信頼されるべく、品格を一連の研修・実習の場を通じて自覚して欲しい旨の挨拶がありました。